

《長崎新聞 平成 25 年 3 月 25 日朝刊より転載》

【質問】子どもが東京の大学に行くことになりました。保険証の変更手続きは必要でしょうか。

(53歳、主婦)

進学、保険証の変更必要？

国保なら届け出忘れずに



した場合、届け出をして特例的に保険証が使えるようにする処置が必要です。

この場合も、手続きは各保険者が行います。ご加入の保険者に連絡をお願いいたします。

【回答】保険証は従来の紙様式では1世帯につき1枚発行されてきました。いろんな事情で家族が離れて暮らす場合、申請すれば、遠方に住む家族のために「遠隔地被保険者証」や学生用「マル学証」という特別な保険証を別に発行してもらうことができました。

市町村国保などが多くなっています。カード様式であればそのまま使うことができ、特別なカードを発行してもらう必要はありません。

この時期は就職や転職などで資格の変更が多い時期です。変更がある場合は手続きを忘れないように注意してください。そうしないと、病気のときに保険証が使えず、慌てることとなります。一方、退職などで資格喪失した保険証は必ず返還してください。い

- ① 受診するときには必ず保険証を窓口へ提出する
- ② 保険証の貸し借りは絶対にしない
- ③ 方がなくなった場合は速やかに連絡をする
- ④ 交通事故やけんかなど第三者加害行為には保険証が使えない場合がある
- ⑤ 柔道整復師による療

正しく使うことが大切

養、はり・きゅう、あん摩・マッサージの施術は健康保険の対象にならない場合がある。わが国の医療の特徴は、1枚の保険証で、いつでもどこでも、誰もが同じような医療を受けることができる。国民皆保険制度です。高齢者の増加、医療の高度化などに伴い医療費の自然増加が避けることができないのに、経済は沈滞し国家財政に余裕はありません。いずれの健康保険事業も赤字となり、存続が危うい状況となっております。

世界に誇るわが国の医療保険制度の制度を堅持するため、国民一人一人がそのすばらしさを理解し、保険証を正しく使うことが大切です。(県医師会)

質問をどうぞ

この欄では県医師会が医療制度全般の質問にお答えします。質問希望の方は知りたい内容を分かりやすくまとめ、〒852-8601、長崎市茂里町3の1、長崎新聞社生活文化部「医療制度Q&A」係までお送りください。不明な点をお聞きする場合がありますので住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記してください。なお、直接本人への回答はいたしません。